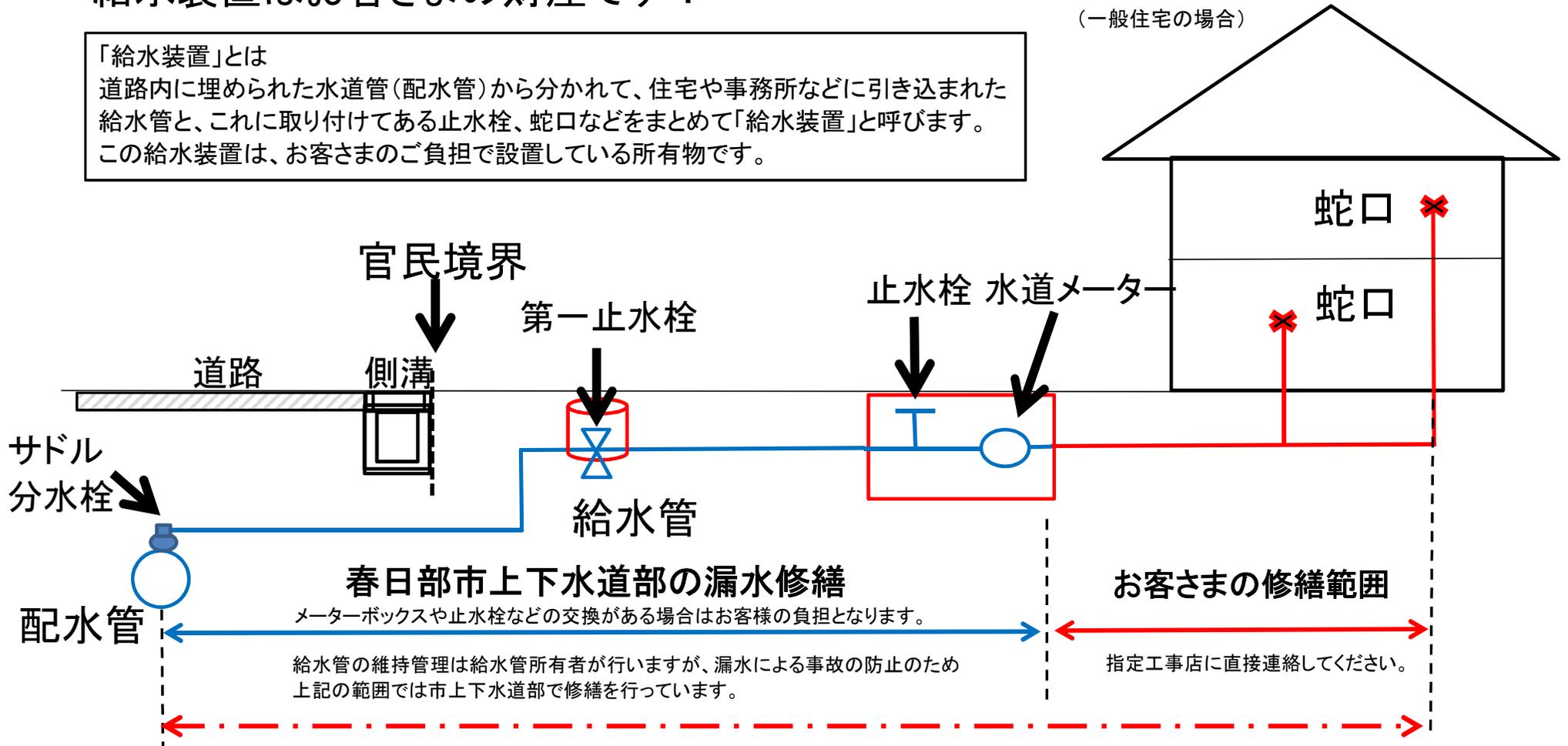


給水装置はお客さまの財産です！

「給水装置」とは
道路内に埋められた水道管(配水管)から分かれて、住宅や事務所などに引き込まれた給水管と、これに取り付けてある止水栓、蛇口などをまとめて「給水装置」と呼びます。
この給水装置は、お客さまのご負担で設置している所有物です。



※お客さまの給水管維持管理及び所有区分

- ・ 給水装置はお客さまの所有物であるため、お客さまにて適切に維持管理を行う必要があります。
ただし、道路での漏水の場合は陥没など二次的災害を防止するために上記区分のとおり上下水道部で漏水修繕を行っています。
- ・ 漏水の原因など所有者のご負担となる場合がございます。